

所得金額の計算方法

① 収入が公的年金等の場合の所得金額の計算方法は次のとおりです。

● 障害年金、遺族年金は非課税所得ですので、所得には含みません。

※ 公的年金等とは、厚生年金保険、国民年金、共済組合、恩給、厚生年金基金、国民年金基金などです。

「その年に受け取る年金額^(※)」－「公的年金等控除額」＝「公的年金等にかかる雑所得の金額」

※ 「受け取る年金額」とは、社会保険料などが控除される前の合計年金額です。

● 公的年金等控除額は、以下のように年金以外の所得額、年齢と受け取る年金額に応じて異なります。

所得が年金のみ または 年金以外の所得が年間 1,000 万円以下の場合

年金を受け取る人の年齢	受け取る年金額 (A)	公的年金等控除額
65 歳以上	330 万円以下	110 万円
	330 万円超 410 万円以下	(A)×25% + 27 万 5 千円
	410 万円超 770 万円以下	(A)×15% + 68 万 5 千円
	770 万円超 1,000 万円以下	(A)× 5% + 145 万 5 千円
	1,000 万円超	195 万 5 千円
65 歳未満	130 万円以下	60 万円
	130 万円超 410 万円以下	(A)×25% + 27 万 5 千円
	410 万円超 770 万円以下	(A)×15% + 68 万 5 千円
	770 万円超 1,000 万円以下	(A)× 5% + 145 万 5 千円
	1,000 万円超	195 万 5 千円

《計算例 1》65 歳以上の方で受け取っている年金額が 145 万円の場合

145 万円 (受け取る年金額) － 110 万円(公的年金等控除額) ＝ 35 万円 (年間所得の見積額)

《計算例 2》65 歳未満の方で受け取っている年金額が 50 万円の場合

50 万円 (受け取る年金額) － 60 万円(公的年金等控除額) ＝ 0 万円 (年間所得の見積額)

* マイナスとなった場合は所得額は 0 円となります。

年金以外の所得が年間 1,000 万円超～2,000 万円以下の場合

年金を受け取る人の年齢	受け取る年金額 (A)	公的年金等控除額
65 歳以上	330 万円以下	100 万円
	330 万円超 410 万円以下	$(A) \times 25\% + 17 \text{ 万 } 5 \text{ 千円}$
	410 万円超 770 万円以下	$(A) \times 15\% + 58 \text{ 万 } 5 \text{ 千円}$
	770 万円超 1,000 万円以下	$(A) \times 5\% + 135 \text{ 万 } 5 \text{ 千円}$
	1,000 万円超	185 万 5 千円
65 歳未満	130 万円以下	50 万円
	130 万円超 410 万円以下	$(A) \times 25\% + 17 \text{ 万 } 5 \text{ 千円}$
	410 万円超 770 万円以下	$(A) \times 15\% + 58 \text{ 万 } 5 \text{ 千円}$
	770 万円超 1,000 万円以下	$(A) \times 5\% + 135 \text{ 万 } 5 \text{ 千円}$
	1,000 万円超	185 万 5 千円

年金以外の所得が年間 2,000 万円超の場合

年金を受け取る人の年齢	受け取る年金額 (A)	公的年金等控除額
65 歳以上	330 万円以下	90 万円
	330 万円超 410 万円以下	$(A) \times 25\% + 7 \text{ 万 } 5 \text{ 千円}$
	410 万円超 770 万円以下	$(A) \times 15\% + 48 \text{ 万 } 5 \text{ 千円}$
	770 万円超 1,000 万円以下	$(A) \times 5\% + 125 \text{ 万 } 5 \text{ 千円}$
	1,000 万円超	175 万 5 千円
65 歳未満	130 万円以下	40 万円
	130 万円超 410 万円以下	$(A) \times 25\% + 7 \text{ 万 } 5 \text{ 千円}$
	410 万円超 770 万円以下	$(A) \times 15\% + 48 \text{ 万 } 5 \text{ 千円}$
	770 万円超 1,000 万円以下	$(A) \times 5\% + 125 \text{ 万 } 5 \text{ 千円}$
	1,000 万円超	175 万 5 千円

②収入が給与の場合の所得金額の計算方法は次のとおりです。

「給与の収入金額」－「給与所得控除額」＝「給与所得の金額」

●給与所得控除額は、下表のように給与の収入金額に応じて異なります。

給与の収入金額（Ｂ）	給与所得控除額
190 万円以下	65 万円
190 万円超 360 万円以下	$(B) \times 30\% + 8 \text{ 万円}$
360 万円超 660 万円以下	$(B) \times 20\% + 44 \text{ 万円}$
660 万円超 850 万円以下	$(B) \times 10\% + 110 \text{ 万円}$
850 万円超	195 万円

《計算例》給与の収入金額が 90 万円の場合

90 万円（給与の収入金額）－ 65 万円（給与所得控除額）＝ 25 万円（年間所得の見積額）

③一定の条件に該当する場合、給与所得控除には「所得金額調整控除」の額が加算されます。

- 公的年金等に係る雑所得の金額と給与所得控除後の給与等の金額があり、その合計額が 10 万円を超える場合

所得金額調整控除額の計算方法 公的年金等に係る雑所得の金額^(※) ＋
 給与所得控除後の給与等の金額^(※)－10 万円
※：10 万円を超える場合は 10 万円

《計算例》65 歳以上の方で受け取っている年金額が 180 万円

及び給与の収入金額が 200 万円である場合

給与所得控除額：200 万円（給与の収入金額）× 30% ＋ 8 万円 ＝ 68 万円

所得金額調整控除額：10 万円（年金所得の上限額）＋ 10 万円（給与所得の上限額）
 － 10 万円 ＝ 10 万円

200 万円 － 68 万円（給与所得控除額）－ 10 万円（所得金額調整控除額）
 ＝ 122 万円（給与所得の見積額）

● 給与収入が 850 万円を超え、以下のいずれかに該当する場合

- ・ 本人が特別障害者に該当する。
- ・ 本人と生計を一にする配偶者（所得額 58 万円以下に限る）または扶養親族が特別障害者に該当する。
- ・ 23 歳未満の扶養親族がいる。

所得金額調整控除額の計算方法 $(\text{給与の収入金額}^{(*)} - 850 \text{ 万円}) \times 10\%$

※：1,000 万円を超える場合は 1,000 万円

《計算例》給与の収入金額が 1,200 万円で、23 歳未満の扶養親族を有する場合

給与所得控除額： 195 万円

所得金額調整控除： $(1,000 \text{ 万円} (\text{給与の収入の上限額}) - 850 \text{ 万円}) \times 10\% = 15 \text{ 万円}$

$1,200 \text{ 万円} (\text{給与の収入金額}) - 195 \text{ 万円} (\text{給与所得控除額})$
 $- 15 \text{ 万円} (\text{所得金額調整控除額}) = 990 \text{ 万円} (\text{年間所得の見積額})$

④収入が退職手当の場合の計算方法は次のとおりです。

退職所得の金額は退職手当の区分によって計算方法が異なります。

ここでは、「一般退職手当等」について説明しています。退職手当の区分には「一般退職手当等」以外に、役員等以外の者として勤務した勤続年数が 5 年以下である場合の「短期退職手当等」や、役員等として勤務した勤続年数が 5 年以下である場合の「特定役員退職手当等」があり、それぞれ所得金額の計算方法が異なります。

「一般退職手当等」以外の区分がある場合の退職所得の金額の計算方法などについて、詳しくは『国税庁ホームページ』をご確認いただくか、税務署にお問い合わせください。

$(\text{「一般退職手当等の収入金額」} - \text{「退職所得控除額」}) \times 1/2 = \text{「退職所得の金額」}$

●退職所得控除額は、退職手当の支払を受ける人の勤続年数に応じて計算されます。

勤続年数 ^(※)	退職所得控除額
20 年以下	40 万円 × 勤続年数
20 年を超える	800 万円 + 70 万円 × (勤続年数 - 20 年)

※勤続期間に 1 年未満の端数があるときは、その端数は 1 年に切り上げて勤続年数を計算します。

長期欠勤や休職の期間も勤続年数に含まれます。

計算した退職所得の金額に 1,000 円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた金額が退職所得の金額となります。

⑤収入がその他の場合の計算方法は次のとおりです。

所得の種類	所得金額 ^(※1)
利子所得	利子収入額と同額
配当所得	収入金額－株式等の取得に要した負債の利子
不動産所得	総収入金額－必要経費
事業所得	総収入金額－必要経費
譲渡所得	総収入金額－（取得費＋譲渡費用）－特別控除額 ^(※) ※「特別控除額」は扶養親族等の所得額計算の際は控除されません。 本人所得の計算の際は控除されます。
山林所得	総収入金額－必要経費－特別控除額
一時所得	総収入金額－支出金額－特別控除額
雑所得	公的年金等以外 ^(※2) の場合 総収入金額－必要経費

※1：所得金額には、非課税所得のほか、源泉徴収だけで納税が完結するものや、確定申告をしないことを選択した一定の所得は含まれません。詳しくは、お近くの税務署にお問い合わせください。

※2：公的年金等以外とは、個人年金保険、郵便年金などです。

（注）所得金額の計算方法について、詳しくは、お近くの税務署にお問い合わせください。